

運 営 規 程

ねもとリハ特化型通所介護事業所

(事業の目的)

第1条 ねもとリハビリテーション株式会社が開設するねもとリハ特化型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護予防通所介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の（介護予防）通所介護従業者は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ねもとリハ特化型通所介護事業所
- 二 所在地 京都府与謝郡与謝野町字明石1262番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（生活相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二（介護予防）通所介護従業者

生活相談員	1名（管理者兼務）
看護職員	2名（機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員	2名（看護職員兼務）
介護職員	2名（常勤2名）

（介護予防）通所介護従業者は、指定（介護予防）通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定（介護予防）通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の介護予防通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- 三 機能訓練指導員 2名（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び8月13日から15日まで、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午前の部 午前8時30分～午後0時30分（送迎時間含む）

午後の部 午前1時30分～午後5時30分（送迎時間含む）

（指定（介護予防）通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、午前20名、午後20名の2単位とする。

（指定（介護予防）通所介護の内容）

第7条 指定（介護予防）通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 個別理学療法
- 二 運動器機能向上、個別運動処方
- 三 レクリエーション・スポーツ
- 四 送迎サービス

（指定（介護予防）通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第8条 指定（介護予防）通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定（介護予防）通所介護に要した交通費、喫茶・おやつ代、ウォーター等費用を一切追加徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、与謝野町全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は指定（介護予防）通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 運動機器能力向上サービスを利用する際の留意事項
個別の体調・体力に応じたプログラムの立案及び実施を行う。
- 三 送迎サービスを利用する際の留意事項
安全運転を心がけ、交通事故防止に留意し、安心・安全な送迎サービスを提供する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 （介護予防）通所介護従業者等は、指定（介護予防）通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

（衛生管理及び（介護予防）通所介護従業者等の健康管理等）

第13条 事業所は、（介護予防）通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、（介護予防）通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1

回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第15条 (介護予防) 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、(介護予防) 通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、(介護予防) 通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、(介護予防) 通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した指定(介護予防) 通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、ケアマネージャー、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、(介護予防) 通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6か月以内

二 継続研修 年1回

2 (介護予防) 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、ねもとリハビリテーション株式会社の管理者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日施行

平成26年4月1日改定

平成29年4月1日改定

平成30年4月1日改定